

災害に遭われた場合の申請について

宗門では、災害（風害、雪害、水害、地震等）により被災された寺院に災害見舞金を交付しておりますので、該当する寺院はご申請ください。

【災害見舞金申請書】

- ・災害が発生し被害が確認されたときは、被害箇所の写真を撮影してください。
- ・申請に必要な添付書類は、被害の写真（方向を変えて3枚程度）、公的機関発行の罹災（災害）証明書、当該地区の被災状況の記載がある新聞記事、復旧するための工事見積書等となります。
- ・申請は、原則として被災した時から3か月以内に行うこととなっております。また、被災後3年を経過して申請された場合、見舞金の交付が受けられませんので、ご注意ください。
- ・境内建物が被災した場合、見舞金は建物共済票に記載されている建物が対象となりますので、建物共済票未提出、建物共済費未納の寺院、また、共済票に記載のない建物に対しては、見舞金が交付されないことがあります。
- ・見舞金は建物共済への加入口数に応じて交付され、1口に対する見舞金額は下記のとおりです。（被害総額を超えて交付することはできません。）

災害の種類	対象建物	被害程度	見舞金（上限）
風、雪、雹災害	本堂、庫裡及び重要な 法要儀式を行う建物	全損	150万円
		半損、一部損	50万円
	上記以外の建物		10万円
水災害	本堂、庫裡及び重要な 法要儀式を行う建物	全損	150万円
		半損、床上浸水	50万円
		地盤より45cm以上の床下浸水	20万円
	上記以外の建物		10万円
地震災害	本堂、庫裡及び重要な 法要儀式を行う建物	全損、半損	30万円
		一部損	3万円
	上記以外の建物	全損、半損	5万円
		一部損	1万円
火災や雷等	境内建物		30万円※1,2
全ての災害	土木構造物（参道、石段、石垣、土塀等）		50万円※1

※1 口数に関係なく被災の程度に応じて交付されます。

※2 火災の場合は建物共済金もあわせて給付されます。

【災害見舞状及び見舞品申請書】

檀信徒が被災した場合、見舞状と見舞品を交付いたします。ただし、緊急の場合、あるいは広域にわたる災害の場合には、電話連絡等によっても対応いたします。

【お問い合わせ先】

それぞれの申請書は「曹洞禅ネット」よりダウンロードできます。

ご不明な点は、曹洞宗宗務庁総務部福祉課 Tel: 03-3454-5421 までお問い合わせください。